条第三十三項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に、「又は農事組合法人」を「、農事組合法人」に改め、「限る。」の下に「その他総務省令で定める法人」を加え、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項第一号中「次号から」を「同号から」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に、「第四十九項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十六項」に改め、同項を同条第五十一項とする。

附則第十二条第一項第三号中「この項及び第十二項」を「この条」に改め、同項第八号中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改め、「部分が」の下に「サービス付き高齢者向け住宅である」を加え、「四十平方メートル（サービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、当該専有部分が」の下に「サービス付き高齢者向け住宅である」を加え、「当該専有部分が特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にあり、かつ、貸家の用以外の用に供されるものである場合には、五十平方メートル以上二百四十平方メートル（当該特定専有部分が貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百四十平方メートル」に改め、同項第二号中「基準部分を有する」を「人の居住の用に供する専有部分（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分。以下この項において「特定専有部分」という。）のいずれかの床面積が五十平方メートル（当該特定専有部分が貸家の用に供されるものである場合には、四十平方メートル（サービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下である」に改め、同条第五十二項を第五十三項とし、第四十五項から第五十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十四項中「第二十七項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条中第四十三項を第四十四項とし、同条第四十二項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条中第四十項を第四十一項とし、第三十九項を第四十項とし、第三十八項を第三十九項とし、第三十七項から第三十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十六項中「第二十一項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「第二十項各号」を「第二十一項各号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第十九項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第十八項各号」を「第十九項各号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「第十七項各号」を「第十八項各号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第十六項各号」を「第十七項各号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「第十五項各号」を「第十六項各号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第十四項各号」を「第十五項各号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第十三項各号」を「第十四項各号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第十二項各号」を「第十三項各号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第十一項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第十項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第九項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第八項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第六項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第五項各号」を「第六項各号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第九項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五項各号」を「第六項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「次号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「以下この項」を「次号」に改め、同条第四項中「第二項並びに」に改め、「並びに第十五条の八第四項第一号」及び「、住宅で」を削り、「要件に該当するもの」を「住宅」に改め、同項第一号中「五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「四十平方メートル（当該住宅が特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にある場合には、五十平方メートル）以上二百四十平方メートル」に改め、「であること。」を削り、同項第二号中「であること。」を「基準部分を有する」を「人の居住の用に供する専有部分（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分。以下この項において「特定専有部分」という。）のいずれかの床面積が五十平方メートル（当該特定専有部分が貸家の用に供されるものである場合には、四十平方メートル（サービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下である」に改め、同条中第五十二項を第五十三項とし、第四十五項から第五十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十四項中「第二十七項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条中第四十三項を第四十四項とし、同条第四十二項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条中第四十項を第四十一項とし、第三十九項を第四十項とし、第三十八項を第三十九項とし、第三十七項から第三十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十六項中「第二十一項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「第二十項各号」を「第二十一項各号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第十九項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第十八項各号」を「第十九項各号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「第十七項各号」を「第十八項各号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第十六項各号」を「第十七項各号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「第十五項各号」を「第十六項各号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第十四項各号」を「第十五項各号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第十三項各号」を「第十四項各号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第十二項各号」を「第十三項各号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第十一項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第十項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第九項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第八項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第六項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第五項中「次号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「以下この項」を「次号」に改め、同条第四項中「第二項並びに」に改め、「並びに第十五条の八第四項第一号」及び「、住宅で」を削り、「要件に該当するもの」を「住宅」に改め、同項第一号中「五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「四十平方メートル（当該住宅が特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にある場合には、五十平方メートル）以上二百四十平方メートル」に改め、「であること。」を削り、同項第二号中「であること。」を「基準部分を有する」を「人の居住の用に供する専有部分（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分。以下この項において「特定専有部分」という。）のいずれかの床面積が五十平方メートル（当該特定専有部分が貸家の用に供されるものである場合には、四十平方メートル（サービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下である」に改め、同条中第五十二項を第五十三項とし、第四十五項から第五十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十四項中「第二十七項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条中第四十三項を第四十四項とし、同条第四十二項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条中第四十項を第四十一項とし、第三十九項を第四十項とし、第三十八項中「要件に該当するもの」を「認定長期優良住宅」に改め、同項第一号中「が五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「（共同住宅等にあつては、人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積）が四十平方メートル以上二百四十平方メートル」に改め、「（共同住宅等にあつては、基準住居部分を有する住宅）であること。」を削り、同項第二号中「居住用専有部分に係る基準部分を有する」を「特定居住用専有部分のいずれかの床面積が四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下である」に改め、「であること。」を削り、同項を同条第三十九項とし、同条中第三十七項を第三十八項とし、第三十六項を第三十七項とし、第三十五項を第三十六項とし、同条第三十四項中「第二十七項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条中第三十三項を第三十四項とし、第三十二項を第三十三項とし、同条第三十一項を第三十二項とし、同条第三十項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条中第二十九項を第三十項とし、第二十八項を第二十九項とし、同条第二十七項第一号中「五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「四十平方メートル以上二百四十平方メートル」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第四十六項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条中第二十四項を第二十五項とし、第二十三項を第二十四項とし、同条第二十二項第一号中「五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「四十平方メートル」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条中第二十一項を次のように改める。

一　区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅　次に掲げる特定特例適用住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める部分

イ　共同住宅等である特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅　人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）

ロ　共同住宅等である特定特例適用住宅　人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が四十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分がサービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下であるもののうち人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）

二　区分所有に係る特定特例適用住宅　特定居住用専有部分でその床面積が四十平方メートル（当該特定居住用専有部分がサービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下であるもの（別荘の用に供する部分を除く。）

附則第十二条中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。

16　法附則第十五条の八第四項第一号に規定する住宅で政令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める住宅とする。

一　区分所有に係る住宅以外の住宅　次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める住宅

イ　共同住宅等以外の住宅　床面積が四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下である住宅

ロ　共同住宅等　人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積が四十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分がサービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下である住宅

二　区分所有に係る住宅　居住用専有部分に係る人の居住の用に供する専有部分（居住用専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分。以下この号、第十八項第二号及び第三十九項第二号において「特定居住用専有部分」という。）のいずれかの床面積が四十平方メートル（当該特定居住用専有部分がサービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下である住宅

附則第十二条の二を削り、附則第十二条の三を附則第十二条の二とする。